京都大学野生動物研究センター(仮称)設置準備委員会要項

- 第1 京都大学に、野生動物研究センター(仮称)設置準備委員会(以下「委員会」という。) を置く。
- 第2 委員会は、野生動物研究センター(仮称)に係る次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) センターの長の候補者の選考に関すること。
 - (2) センターの教員の人事に関すること。
 - (3) センターの予算に関すること。
 - (4) センターの施設及び設備に関すること。
 - (5) その他センターの設置に関し必要なこと。
- 第3 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。
 - (1) 企画担当理事
 - (2) 関係部局の長
 - (3) 学外の関係者 若干名
 - (4) その他総長が必要と認める者 若干名
- 2 前項第2号から第4号までの委員は、総長が委嘱する。
- 第4 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。
- 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。
- 第5 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、開会することができない。
- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。
- 第6 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて説明又は意見を聴くことができる。
- 第7 委員会に関する事務は、霊長類研究所事務部において処理する。
- 第8 この要項に定めるもののほか、委員会の議事の運営その他必要な事項は、委員会が定める。 附 則
 - この要項は、平成19年10月9日から実施する。